

世界初の報告『廃プラ・リサイクル公害とのたたかい

－大阪・寝屋川からの報告』について（Ⅱ）

～ 8 万筆 2 回の住民運動、専門委員会の設置、仮処分～

廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会 長野 晃

はじめに

前回の『環境施設』第167号では、「世界初の報告『廃プラ・リサイクル公害とのたたかい －大阪・寝屋川からの報告』について（Ⅰ）」と題して、プラスチックについて現今の情勢、次いで、筆者らが住む大阪府寝屋川市東部地区に容器包装廃プラのリサイクル関連2施設の建設計画が浮上し、周辺自治会の住民による施設建設反対の住民運動を立ち上げたことを紹介した。

今回は、1. なぜ住民運動を始めたかについて

～杉並病の原因裁定を踏まえて～

2. 2度にわたる8万筆の署名

3. 専門委員会

4. 仮処分

について述べたい。

1. なぜ住民運動を始めたか…杉並病とその原因

裁定を踏まえて

当時、容器包装材に限定した廃プラをリサイクルする事業はほとんど知られてなかったが、専門学者による学習会で、「廃プラを圧縮すると杉並病のような健康被害が起こる可能性がある」と聞いた。その根拠に、プラスチックの圧縮や折曲げ、摩擦、切断などの機械的な力（物理力）や加熱や溶融・成型によって、プラスチック構造が壊れ、高分子のプラスチックから低分子の有害な揮発性化学物質が発生する可能性があることを知らされた。

前号で記載したように住民運動を始めた2004年3月の前年、東京の杉並区で発生した杉並病について国の「公害等調整委員会（以下、公調委）」の

原因裁定があった。その要点は「本裁定は、原因物質が特定できないケースにおいても因果関係を肯定できる場合がある」とした。

この裁定は、1992年に国連のリオの環境サミットで採用された「予防原則」（注）の考え方に立つものであり、画期的な判断であった。

注）予防原則…1992年の国連環境開発会議（UNCED）リオ宣言は、原則15で予防原則について以下のように記している。「環境を保護するため、予防的方策（Precautionary Approach）は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない」。これは、地球温暖化対策などで、科学的な不確実性を口実に対策を拒否または遅らせる動きの牽制とする意味合いもある。（EIC ネットより）

2004年2月、私が会長をしていた自治会の会議で一人の主婦が、杉並病という廃プラを多く含むごみの中継所からの有害物質により周辺の住民が健康被害を訴え、公調委での原因裁定に関する訴えが認められたという発言が、住民運動が始まった契機となったと思う。

私たちは、寝屋川の廃プラリサイクルにより公害が発生すれば杉並病の裁定を行政は踏まえるだろうと期待して運動を進めた。

しかし、2004年4月、寝屋川市が行った説明会で、市は「杉並と寝屋川の廃プラはモノが違う」と繰り返すばかりで、住民は怒りだし、「廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会」を8自治会合同で立ち上げた。2つの廃プラ処理施設が建

設・稼働する前に取り組みを始めた住民運動は先駆的であった。

しかしながら、10年にわたる住民運動で府知事・市長・市議会に訴え、さらに仮処分、1審、2審の裁判、公調委への原因裁定では、住民の訴えはすべて却下された。

これらは、予防原則に立たない日本の遅れた公害行政と裁判制度が根底にあることを、如実に示したと思う。この問題について、宮本憲一・大阪市名誉教授は次のように指摘された。「公害の立証は欧米では加害者がすべきとしているが、日本では逆に被害者が立証せねばならない」と。結局、杉並病の裁定は、日本では全く例外的だと知ったわけである。

2. 杉並病再現を危惧し、2度にわたる8万筆の反対署名を実施

私たちが杉並病を危惧して8自治会による住民運動を2004年4月に本格的に始める以前に、リサイクル・アンド・イコール社（以下、イ社）の廃プラ処理施設の建設についての都市計画決定が、住民説明会の手続きを市長権限で省いたまま都市計画審議会で認められていた（同年2月）。

また、廃プラを家庭から回収し、圧縮梱包する行政の中間施設については、寝屋川市長から働きかけられた枚方市、交野市、四条畷市を含む4市の市議会が同年3月、一部事務組合である「北河内4市リサイクル施設組合」（以下、4市組合）の規約を賛成多数で決めていた。

廃プラ施設の立地予定地周辺の8自治会長が連名で説明会を求めたのが3月初め、説明会が実施されたのが4月10日であるから、行政上の手続きは大方決められていたのであった。

しかしながら、前述のように市の説明にいつそう不安を感じ、怒った住民は、直ちに2つの廃プラ処理施設反対の署名運動を始めた。住民運動団体の名は「廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会（以下、「守る会）」である。牧隆三氏（当時、高宮あさひ丘自治会長、元京阪電鉄常務）が代表、長野晃（太秦第二ハイツ自治会長、筆者）

が事務局長として、今日まで18年にわたりコンビでたたかってきた。

2004年4月末に各自治会は緊急役員会議を開き、連休直前から全世帯（約2,500軒、人口約6,700人。ちなみに寝屋川市の人口は当時約24万人）に建設反対の署名用紙を配った。署名目標は決めていなかったが、連休明けには3万筆の署名が集まり、5月中に8万筆を超える署名を回収した。

その住民パワーに筆者は正直驚いた。署名を市役所前に積み上げ、市長に事業断念を迫ったが、業者との関わりがあるのか施設推進の一点張りだった。なお、健康被害が出たら考え直す、と市議会でも答弁されていた。

署名運動は秋から11月まで2回目の取り組みが行われ、同じく8万筆を市議会に請願として提出した。しかし、一部議員を除き、市会議員は施設建設に賛成であった。当時、利権がらみではない



写真1 2004年6月、市役所前、市長に廃プラ施設反対署名8万筆を提出



写真2 2004年11月、市議会に請願署名8万筆を提出

かという噂がひろがった。

「守る会」は寝屋川市の建設審査会、開発審査会に対しても、市による説明会の直後に申し立てをしたが、一定の理解は示されたものの却下された。大阪府知事にはイ社施設の建設反対を申し入れたが一蹴された。こうした状況の中、「守る会」は5名の公害問題に詳しい弁護士と協議し、2004年7月、後述するように大阪地裁にイ社施設の建設と操業を停止する仮処分の訴えを行った。

3. 専門委員会の設置と調査結果

こうした中、住民の不安と怒りは収まらないと見たのか、4市組合の管理者・馬場好弘寝屋川市長から「収集したプラスチック類の圧縮に伴い有害ガスの発生・排出が懸念されたことから、その安全性、環境影響について検討する専門委員会を



写真3 専門委員会が設置を決めた4市組合施設門前の電光掲示板

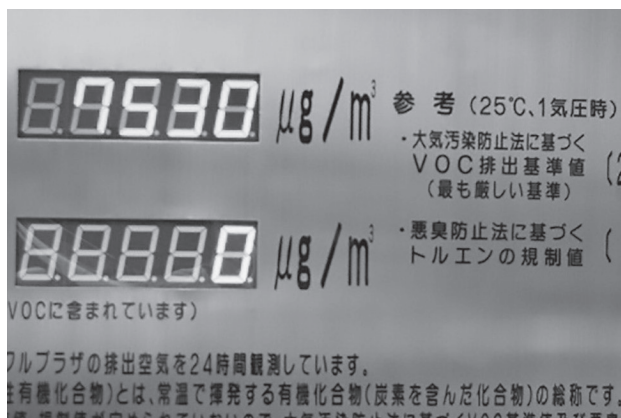


写真4 上図の拡大。TVOC濃度7,530 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ は専門委員会がコントロールできるとした1,400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の5倍にあたる

設置する」との提案があり、住民側から専門委員を推薦するよう求められた。「守る会」は柳沢幸雄・東大教授（元大気環境学会副会長）並びに植田和弘・京大教授（環境経済学会会長）を推薦した。2004年9月、専門委員会は4市組合推薦の4名と「守る会」推薦の2名、計6名で発足、翌年2005年3月までに5回の会議を行い、報告書を作成した。専門委員会の組織上の問題は、委員の構成が初めから行政推薦委員が多数であること、また、行政推薦の委員は水分野を専門とする委員がほとんどであることであった。審議するのは大気汚染の問題にもかかわらず、である。

そうした中でも、次の事実と方針が確認された。

- ①廃プラは家庭から収集し、中間処理施設のピット（貯留場）に置いておくだけでも、化学物質＝TVOC（Total Volatile Organic Compound：総揮発性有機化合物）が発生していること。
- ②4市組合施設から発生・排出されるTVOCの濃度の数値を施設門前の電光掲示板に30分ごとのリアルタイムで表示すること。

しかしながら、発生するTVOCは活性炭で除去すれば安全であるという多数派の意見は、操業した結果、実際とは大きくかけ離れていることが実証された。

即ち、5回の審議の後に2005年3月にまとめられた報告書では、施設から発生するTVOC（14,000 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）は、活性炭処理により90%除去でき、排気は1,400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ になるので、安全であるとした。しかしながら操業を開始すると、TVOCの数値は、大きく変動し、平均濃度約5,000 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ が24時間排出されていることが判明した。現在までの最高値は40,000 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に達した。結局、専門委員会がコントロールできるとしたTVOCの値の約3倍の有害化学物質がほぼ常時排出され続けている。活性炭で90%除去できるとした報告は間違いであることが判明した。

さらに大きな問題は、施設から排出されているTVOCの組成である。4市組合が毎年TVOCの成分を測定しているが、ボタン類（ボタン及びイソボタン）がほとんどの測定値が報告されている。

専門委員会の報告書における廃プラからのTVOCの発生量の項目にはボタン類は全く記載されていない。専門委員会が指導したと思われる廃プラからの化学物質の発生データは、実際操業中の測定値とは全く違っていた。施設建設にお墨付きを与えたはずの専門委員会の調査が、ずさんというよりでたらめであり、おそらく水問題の専門家が 대기問題の調査に関わった結果であろう。調査方法に問題があったと考える。

専門委員会報告書には「守る会」推薦の2人の反対意見が掲載された。

柳沢教授は「高濃度の化学物質が発生している」、「高濃度汚染の原因探索が必要」、「立地場所の検討」、「プラスチックの処理法、発生ガスの浄化法の検討」、「経済性の検討」、「それらの意思決定プロセスを住民参加によって行うことによって、最小リスク、最小コスト処理の実現」を主張された。

植田教授は、「本件施設の建設や立地については、施設建設の環境影響と費用対効果、特に立地予定地である寝屋川市民にとっての環境影響と費用対効果も含めて代替案の比較検討が不可欠であると思われるが、本委員会においては、費用対効果も含めて代替案比較に関する議論はなされなかった」と述べている。2人の専門家の意見は、その後の事態を見通したものといえるだろう。

しかしながら、柳沢、植田両教授の意見は検討されず、前述のように「有害な化学物質が発生するが、活性炭で除去すればよい」という専門委員（4市組合推薦の専門家）の意見が多数を占めた。

4. 大阪地裁における仮処分の裁定

住民は、廃プラリサイクル施設から有害化学物質が発生する危惧を深め、2004年7月、大阪地裁に工事が進んでいたイ社施設の建設・操業の差し止め訴訟を行った。原告は住民630人であり、2004年9月から試験操業を始めたイ社施設からの異臭、眼が痛い、咳が出るなどの健康の異常を法廷で訴えた。

この訴訟においては、廃プラの圧縮梱包や切断、



写真5 イ社施設の操業により全身に湿疹が出た女性

加熱・溶融・成型などの工程で人体に有害な化学物質が発生するかどうかが最大の争点になった。

この問題について、「守る会」の依頼によりプラスチックや化学物質の毒性に造詣の深い樋口泰一氏、楠田貢典氏の2人の元大阪市大教授による意見書が裁判所に提出された。その要点は、加熱・溶融・成型はもとより、使用によって劣化したプラスチックから圧縮等の機械的処理により有害化学物質が発生することを世界中の科学論文、報告文献から立証する意見であった。

その結果、2005年3月、大阪地裁は仮処分の裁定において「廃プラ施設から人体に有害な化学物質が発生する」ことを認めた。しかしながら、被告イ社の提出した意見書に基づいて、現場調査を行うことなく、「有害化学物質は100m先では1,000倍に薄まる」などとして、仮処分の提訴は棄却された。100m先で1,000倍に薄まるとする科学的根拠は示されなかった。単なる拡散計算ではないか？

以上、述べたように、住民説明会における市の説明に危惧を抱いた施設計画周辺の住民は、東京・杉並区で発生した杉並病の公調委による原因裁定に意を強くし、4市組合施設への反対運動が始まった。そして、住民運動としてでき得るあらゆる手段により運動を発展させた。

「守る会」では毎月、「寝屋川廃プラウオッチングニュース」を発行し（守る会代表・牧隆三氏）、裁判等における係争の内容や問題点あるいは住民の声を丁寧にお知らせした。とくに、廃プラリサ

イクル施設が「健康被害」を引き起す可能性があることに、多くの住民が衝撃を受け、住民運動への参加を促したと思っている。2006年3月に「守る会」が主催した「二つの廃プラ施設反対千人集会」においては、肌寒い雨中にも関わらず、1,300人の住民が参加した（写真6）。

私たちの住民運動に、当初からご尽力いただいた弁護団の村松昭夫弁護団長は「守る会」が作成した『廃プラ・リサイクル公害とのたたかい —大阪・寝屋川からの報告』を読み、次のように述懐されている。

「廃プラの闘いは公害闘争の歴史に貴重な1ページを刻むものであったと思います。私もこの闘いで初めて、仮処分、本訴、公調委での原因裁定等

と法的手段をフル活用した闘いを経験させていただきました。裁判等では残念な結果でしたが、その中で廃プラ汚染の実態、危険性や廃プラのリサイクルの誤りなどが明らかになったことは、今後への重要な財産になったと思います。長年の闘いに敬意を表し、引き続きのご奮闘を祈念します。」

次回からは、疫学はじめ健康被害の立証など、裁判等をめぐる科学論戦について詳述したい。

【筆者経歴】京都大学工学部合成化学科卒、民間会社研究所研究員、NGOいのちと環境を守るネットワーク代表、大阪から公害をなくす会幹事、国土問題研究会理事、廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会事務局長



写真6 「守る会」主催の「二つの廃プラ施設反対千人集会」のようす（2006年3月）

〈参考文献〉

- 1) 北河内4市リサイクル施設組合『専門委員会報告書』（平成17年3月）

《出版案内》

廃プラ・リサイクル公害とのたたかい —大阪・寝屋川からの報告—

廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会 著

せせらぎ出版 2021年12月刊行

◇体裁 B5判・66ページ

◇価格 900円＋税（送料込み） * Amazonでも販売中

【連絡先】北田 嘉信 TEL. 072-826-1491 FAX. 072-826-1496

